

パブリックコメントを実施します

問い合わせ ①障がい福祉課 (TEL 893・6400) ②子育て支援課 (TEL 893・6406)

府の福祉医療費助成制度の再構築に係る見直しに伴い、市が実施している福祉医療制度(障がい者・老人・こども・ひとり親医療)においても改正する必要があることから、市は条例改正に向けた作業を行っています。

次の条例改正(案)を公表し、市民のみなさんからの意見を募集します。

■「福祉医療費助成制度の再構築に係る条例改正」(案)

①「障がい者医療費助成制度・老人医療費助成制度」

②「こども医療費助成制度」

臨時福祉給付金 (経済対策分)

申請は受付期限までに済ませましょう

受付期限 10月10日(火)まで
※受付期限を過ぎると、申請ができなくなります。

対象 平成28年1月1日時点で住民票が交野市にある人で、28年度の市民税(均等割)が非課税の人

※市民税が課税されている人の扶養親族や、生活保護の被保護者などは対象外

※対象と思われる人には、4月上旬に申請書(もも色)を送付済みです。

給付額 対象者1人につき1万5000円

申請先・問い合わせ 臨時福祉給付金推進室(TEL 0570・021・192)

■給付金の詐欺にご注意!
給付金を装った振り込め詐欺、個人情報詐取にご注意ください。少しでもおかしいと感じたら、迷わず交野警察署にご連絡ください。

問い合わせ 交野警察署 (TEL 891・12004)

65歳以上の重度障がい者を障がい者医療費助成制度の対象とし、老人医療費助成制度を廃止(ただし、65歳以上の重度障がい者以外および結核医療受給者は対象外となるが、3年間の経過措置を設ける)

②「こども医療費助成制度」

ひとり親家庭医療費助成制度

①「ひとり親家庭医療費助成制度」

ひとり親家庭医療費助成制度

ひとり親家庭医療費助成制度

ひとり親家庭医療費助成制度

意見の提出期間 8月10日(木)まで

意見の提出方法

意見の提出方法

意見の提出方法

意見の提出方法

意見の提出方法

意見の提出方法

意見の提出方法

意見の提出方法

環境基本計画のワークショップを実施

問い合わせ 環境衛生課 (TEL 892・0121)

「交野市環境基本計画」は、24年度からの10年間を対象に、地域と地球の良好な環境を保持し、持続可能な社会をつくることを目的に策定しました。



今回、計画の推進開始から5年が経過したことや、環境問題に関わる事項の情勢変化に対応するために、計画の見直しを行います。

次のとおり、見直しに係る

ある人や法人・団体

▽市内にある事業所(事務所)に勤務する人

▽市内にある学校に在籍する人

▽市税の納税義務がある人や法人・団体

▽この案件に利害関係がある人



意見の提出方法

意見の提出方法

意見の提出方法

意見の提出方法

意見の提出方法

意見の提出方法

意見の提出方法

意見の提出方法

ごみの排出区分の変更と粗大ごみ一部有料化

問い合わせ 環境総務課 (TEL 892・2471)

10月からの新ごみ処理施設の稼働に合わせて、「ごみの排出区分の変更」と「粗大ごみの一部有料化」を実施します。

■市内で説明会を実施中

現在、変更に伴う説明会を9月まで実施しています。

▽全地域対象の説明会日程

「広報かたの」7月号に掲載

▽各地区の説明会日程

市ホームページ参照

※有料対象品目、説明会での質疑応答(抜粋)、ごみ処理券販売店舗一覧は、市ホームページをご覧ください。

■説明会の主な内容

「普通」ごみから「燃やすごみ」に名称が変わります。燃やすごみは従来の普通ごみに加えて、45リットル以下の袋に入る燃えるもの(衣類・靴・製品プラスチック類・木類など)を原則、排出できるようになります。袋に入らないものも、袋に入るサイズに細かくして、袋を結ぶことができれば原則排出できます。

「可燃粗大ごみ」「不燃粗大ごみ」から「粗大ごみ」「有料粗大ごみ」に名称が変わります。「可燃粗大ごみ」「不燃粗大ごみ」の分別の必要がなく、同じ袋で出すことができます。

「粗大ごみ」の中で、「指定された46品目」と「大きさ長さ制限のかかるもの(三辺のうち一辺が1メートル以上、300円、二辺が1メートル以上、600円、三辺が1メートル以上、900円)」が有料の対象となります。

「粗大ごみ」「有料粗大ごみ」を合わせて、月5点まで排出できます。いずれも予約受付センターで申し込みが必要です。また、「有料粗大ごみ」はコンビニや各地区の商店などで「粗大ごみ処理券(シール)」を購入し、排出するごみに貼り付けて出します。

ようこそ! 校区福祉委員会 ~ Vol. 9 ~

問い合わせ 社会福祉協議会 (TEL 895・1185)

長宝寺小学校区福祉委員会 ~ 世代を超えた健康で明るい街づくり ~

長宝寺小学校区福祉委員会では、平成28年8月の2学期から地域の人々の協力を得て、「あいさつ・声かけ運動」を毎週火曜日に「梅が枝南信号交差点」「藤棚通学路」で実施しています。年2回の強化週間では、長宝寺小学校正門前で行い、児童の安心・安全を願い、成長を楽しみながら私たちも日々元気をもらっています。

また、各サロン活動などで交流を深め、気軽に参加していただけるように、心の通い合う街づくりの向上を目指しています。

==== 活動紹介(今後の主な予定) ====

- ❖いきいきサロン=毎月第1火曜日①午後2時~4時(梅が枝地区) ②午後2時30分~4時30分(駅前住宅地区)
- ❖世代間交流活動=「グラウンドゴルフ大会」10月15日(日)
- ❖子育てサロン=12月9日(土)・30年2月24日(土)いずれも午前10時30分~正午、長宝寺小学校

長宝寺小学校正門前の様子



児童扶養手当・特別児童扶養手当

問い合わせ 子育て支援課
(TEL 893・6406)

- 児童扶養手当現況届・特別児童扶養手当所得状況届
現在、受給している人(支給停止者含む)には、郵送でお知らせしているとおり、期間内に必ず届け出をしてください。
- 届出期間
▽児童扶養手当⇨8月1日(火)～31日(木)まで
▽特別児童扶養手当⇨8月10日(木)～9月11日(月)まで
- ※いづれも土・日曜日、祝日を除く
- 児童扶養手当
次の①～⑧のいずれかに該当する児童を養育する母、監護し、かつ生計を同じくする父、または父母に代わって児童を養育(同居・監護・生計維持)している人に支給されます。



- ①父母が婚姻を解消した児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母が一定程度の障がいのある児童
- ④父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤父または母が引き続き、1年以上遺棄している児童
- ⑥父または母が法令により、1年以上拘禁されている児童
- ⑦母が婚姻によらないで出産した児童
- ⑧父または母がDV保護命令を受けた児童

※受給資格がなくなったとき(再婚、内縁、父・母の帰還、児童を養育しなくなったなど)は、すぐに届け出をします。

てくださいます。届け出を出さないまま手当を受けていると、資格がなくなった日からの手当が全額返還となります。

※この制度の「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの人、あるいは20歳未満で、政令で定める程度の障がいがある人を行います。

■特別児童扶養手当

20歳未満で、政令に指定される障がいの状態にある児童を監護している父母(主として児童の生計を維持するいずれか1人)か、父母に代わって児童を養育(同居・監護・生計維持)する人が受給できます。

※障がいの程度・住所・名前などに変更があった場合は届け出をしてください。

■受給についての条件

児童扶養手当、特別児童扶養手当とも、公的年金給付との調整や所得制限、支給要件があります。

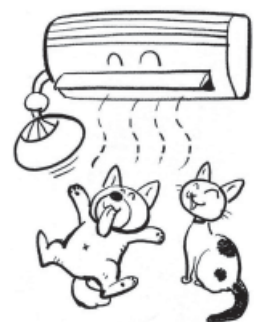
■8月期の定例払い

児童扶養手当、特別児童扶養手当とも、8月10日(木)です。

消費者相談

～長年使っている
扇風機にご注意～

問い合わせ 消費生活センター(ゆゆうセンター1階、TEL 891・5003)



やめて、すぐにメーカーなどに相談しましょう。

助言

他の家電製品も安全に使用しているか、点検しましょう。

Q 高齢の親の家に帰省中、使っている扇風機のモーター部分が熱くなっているのに気付きました。大丈夫でしょうか。

A 家電製品は、長年使っているうちに、部品が古くなり、傷みなどが出てきます。扇風機や照明器具・換気扇・エアコンの事故が多く、中には家が全焼する事故も起きています。

異常な音や発熱などの不具合を見つけたら、使用を止めてください。

▽電子レンジの庫内に、汚れはしないでしょか。
発火予防のための手入れをしましょう。

また、消費者庁のホームページには、製品のリコール情報が掲載されています。リコール品がないか、チェックすると良いですよ。